

国・地方自治体・福祉等の分野における 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会 (第2回) 議事録

第1 日 時 平成25年12月3日(火) 自 午後4時00分
至 午後6時00分

第2 場 所 都市センターホテル6階601会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 第2回有識者懇談会の実施状況等について
- 3 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況について
 - 1) 条例づくり・レビュー等支援研究
 - 2) 地方自治体と弁護士会の連携構想全国版
- 4 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けたその他の課題と対応策について
 - 1) 弁護士等の国・地方自治体・福祉等の組織への赴任促進に関する課題と取組について
 - 2) 福祉分野に関する課題と取組について
- 5 3, 4を踏まえた意見交換
- 6 今後の検討について
- 7 次回の予定, 閉会

第4 出席者等

田島社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事(座長), 泉全国市長会評議員, 明石市長, 北川早稲田大学政治経済学学術院教授, 大貫中央大学大学院法務研究科教授, 中西内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官, 佐熊内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐, 鈴木法務省大臣官房

司法法制部参事官，遠藤法務省大臣官房司法法制部付，竹中日本司法支援センター総務部長，小島日本司法支援センター常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課長，鈴木日本弁護士連合会事務次長（弁護士），谷垣日本弁護士連合会若手法曹センター副本部長（弁護士），幸田日弁連法務研究財団「地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究会」幹事，中央大学大学院公共政策研究科教授（弁護士），藍原日本弁護士連合会司法改革調査室嘱託（弁護士），人事院オブザーバー，総務省オブザーバー，文部科学省オブザーバー

○鈴木次長 予定の時刻となりましたので、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の第2回会議を始めさせていただきます。

お手元に議事次第がございます。これに基づきまして、議事を進めさせていただきます。まず初めに、本日の配付資料の確認になります。本日皆様のお手元にお配りしております資料は、別冊も含めて21点ございます。まず、資料1ですが、本日の出席者の名簿になります。

続きまして3ページ、これは前回の第1回でもお配りしておりますが、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等についてということで、法務省の方で御ご用意いただいたものでございます。こちらが10ページまでございます。

続きまして、資料3-1が条例づくり・レビュー研究会プロジェクトの案でございます。これは後ほど御説明があらうかと思えます。また、資料3-2は全国版行政連携構想の案についてのポンチ絵でございます。こちらも後ほど御説明があらうかと思えます。

それから、15ページは11月8日に法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の第2回が開かれまして、その際、泉市長から提出されました資料でございます。これが資料4になります。この資料4は、16ページ以下の別紙が付いてございます。18ページまででございます。

それから、資料5-1は12月2日現在の地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員の一覧になっております。若干の変更がありますが、現在このような状況になっているということでございます。それが20ページまででございます。21ページは、それに合わせる形の都道府県、それから22ページが市区町村の日本地図でございます。

それから、資料6が条例制定支援プロジェクトの実施についてということで、幸田先生から後ほど御説明があると聞いております。資料7は、その中で取り上げている大津のいじめ防止に関する行動計画策定をめぐる支援についての資料でございます。こちらも後ほど御説明があると聞いております。26ページに写真が付いています。

それから、資料8-1になりますが、行政連携センター（仮称）設置に向けたスケジュールということで、日弁連側からこのような組織の設置に向けたスケジュール案が出されております。こちらについては、谷垣先生の方から、後ほど御説明がございます。

それから、資料8-2は地方自治体等との連携活動に関する情報提供について、日弁連から各単位弁護士会に依頼を発信しているというものでございます。11月14日付けでございます。添付のものとして、32ページが、どのような対象分野の区分けをしているかの参考例、33ページ以下がその回答表でございます。34ページまでがこの資料になります。

それから、資料9が、日弁連の弁護士業務改革シンポジウムが開催されましたけれども、その際に出されました兵庫県内の自治体宛のアンケートの分析資料になります。それをお出ししてございます。こちらが54ページまでになります。

続きまして、資料10ですけれども、兵庫県以外の自治体に宛てて、同じような地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケートを11月27日付けで日弁連の方からお出しをしております。こちらのアンケートは1月20日締切で御案内させていただいております。これについても、集計ができましたら、分科会の方に御報告させていただきたいと思っております。こちらが資料10でございます。

続きまして、資料11になりますが、地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員に対

してのアンケート調査票，これを11月22日付けで日弁連から出しております。こちらも1月17日までに御回答くださいということで出させていただきます。

それから資料12でございます。これは泉市長にも御参加いただきました日本弁護士政治連盟で，自治体内弁護士の説明会を行いましたので，その際配付した資料等をお付けしております。

それから，資料の13-1ですが，10月25日に開催しました任期付公務員登用セミナーのチラシでございます。

それから資料13-2になりますが，7月8日に仙台弁護士会において，「地方自治体における弁護士の役割に関するシンポジウム in 宮城」を開催しましたので，そのチラシでございます。同じようなものが来年1月29日に名古屋市の愛知県弁護士会の会館において午後1時半から午後5時半まで予定されています。資料13-3がその案内でございます。

それから93ページは長崎弁弁護士会の方で行っている福祉の当番弁護士制度というものに関する資料でございます。表面がチラシになっておりまして，裏面にその相談受付件数等が出てきております。ここについては後ほど福祉に関する説明をする際に使うことになるだろうと思います。

それから，この資料に綴じ込められておりませんが，パンフレット，「法曹有資格者の職員として身近に活用してみませんか」という日弁連のパンフレットをお付けしております。

さらに，泉市長より，本日の第2回会議に際しての意見の概要を資料として頂いております。お手元にあるかと思っております。これは後ほど泉市長より御説明いただければと思っております。

また，この他，東京弁護士会と愛知県弁護士会で作成中の行政連携活動に関する資料，それから2013年11月18日付けの毎日新聞朝刊の記事を参考として，本日の机の上に配付させていただきます。試行方策，あるいは進捗状況の説明や意見交換の際に利用させていただこうと思っております。なお，東京弁護士会及び愛知県弁護士会の行政連携活動に関する資料については，田島座長と事前に御相談の上，いずれも作成途中のものであるため，本日はこの場限りの資料とさせていただきます，完成した段階で本分科会に正式に資料として提出させていただきます。資料についての説明は以上でございます。よろしいでしょうか。

次に，前回の本分科会の後に開催されました第2回有識者懇談会について，簡単に御説明をしていただきます。法務省大臣官房司法法制部の鈴木参事官，よろしく願いいたします。

○鈴木参事官 それでは御説明いたします。本年11月8日に第2回有識者懇談会が開催されました。同懇談会におきましては，10月末に開催されました海外展開，企業，国・地方自治体・福祉等の各分科会における検討状況が報告された後，法曹有資格者の資質と養成，活用形態における課題，業務遂行上の課題，ニーズに対応した柔軟な活用の在り方というテーマに関し意見交換がされました。各委員からは活動領域拡大のため，現場に触れる機会を増やしたり，国際的な人材養成を目指すなど，法曹の養成課程において，新たな活動領域に対応する多様な能力を身に付けさせる必要があるとの意見，顧問弁護士の活用，常勤，非常勤の組織内有資格者の採用など，法曹の多様な活用方法が検討されるべきであるとの意見，採算化が難しい分野においては，日本司法支援センター，法テラスの活用が重要であるとの意見，社会全体での議論や取組が重要であるとの意見，日弁連や各弁護士会の支援も重要であるとの意見など，活発な意見交換がされました。簡単ではございますが，私からの報告は以

上でございます。

○鈴木次長 ありがとうございます。この点、有識者懇談会に出席された田島座長から何かございますでしょうか。

○田島座長 懇談会に出席しました本分科会の座長の立場から、少し補足の報告をさせていただきたいと思っています。

意見交換会では、鈴木参事官がおっしゃったように、法曹の養成課程において、新たな活動領域に対応する多様な能力を身に付けさせる必要があること。法曹の多様な活用方法が検討されるべきことなどが話題になりました。

その中で、私どもの方から特にお願いをしましたのは、国家として法曹をどういう具合に育てていくのかという視点が、そういう観点が非常に必要ではないかということを申し上げました。

実は、昨年の法曹養成制度検討会議の中でも、ここはいろいろな議論がされたところでもありますけれども、10年前にこの法曹養成の仕組みが変えられたとき、そのときに国家として法曹をどう育てるかという観点、そういうものがきちんとできていなかったのではないかという具合に思います。

ですから、その後、他の国家試験と同じような感覚でいろいろ議論されたということがあったのではないかと。そういうことで、いろんな歪みが出てきているのだと思います。そういう意味で、きちんと法曹の養成とは何か、あるいは法曹とは何かというところで、国家としてそういう人を育てていくんだという、そういう観点が重要だと。あるいはそういう覚悟が必要ではないかと。その上で、きちんとした養成システムを整備していただきたいという具合にお願いをさせていただきました。昨年からずっと続けているわけですが、今回もその辺のお願いをさせていただきました。

また、福祉の世界では、これまで弁護士の皆さんのボランティアに頼ってきた部分が非常に大きかったと思います。それを踏まえて、弁護士の志に頼っている、ある一部の志の高い弁護士さんたちの、そういう志に頼っているような時代はもう終わったのではないかと。それは、業務でやっていただくことが非常に必要になってきている。それは、ボランティアでやっていただくということになると、非常に高い志を持たれて、特に熱心にやっていただいている弁護士の皆さんたちの善意に頼ってしまう。それではなかなか広がらない。数的にも量的にも広がらない。これはやっぱり仕事としてきちんと取り組むべき段階に来ているのではないかと思います。そういうので、業務でやっていただくことが必要という具合に申し上げました。

また、独立採算できない部分については、鈴木参事官からは、日本司法支援センター、法テラスなどの活用が重要との報告がありましたけれども、有識者の意見はそれにとどまらなかったと思います。例えば病院に例えると、病院では開業医の先生方とか、皆さん一生懸命やっていたらいますので、そこはバックに公共の病院、例えば国立病院とか、都道府県とか市とか、公的病院が地域の中で開業しておられる皆さんたちをしっかりと後ろで支える仕組みが、我が国ではきちんと出来上がっているんだと思います。

それと同じようなことで、同じ文脈で言いますと、法律家は国家として重要なインフラであるという意見が出ていました。非常に重要なインフラなんだと。それを踏まえてこの問題を社会全体で考えていく必要があると。それから公のところがきちんと後ろから支えていく

ような仕組みを考える必要があるというような意見もありました。

どちらかという、弁護士さんたちの場合は、それぞれの個々の活動や取組に任せてしまおうと言いますか、あまりにもそこに頼ってしまっているのではないかと。もっと公の力がそこに出ていく必要がある。そういう仕組みを考えなければいけないし、そういう中で業務をやっていく養成の在り方、修習の在り方なども含めてですが、そういうものをもっと考えなければいけないのではないかという議論がありました。そのことを御報告させていただきたいと思います。

○鈴木次長 ありがとうございます。先ほど、資料として19ページで常勤職員の表をお出ししておりまして、前回からの変更点だけ簡単に指摘しておこうと思います。最後に神奈川県で1名が11月1日付けで採用されております。他方、三重県の多気町の方が11月30日に任期満了で退任されております。1名採用で1名減ということになっております。

それから20ページ、裏面ですが、今後の採用予定で福島県と松阪市が加わってきております。福島県は4月1日に1名採用予定、松阪市が4月1日で2名採用予定ということで増えてきてございます。以上、簡単に補足させていただきます。

そうしましたら、続きまして、次の議題に入ります。国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況でございます。

○大貫教授 今、有識者懇談会の議論の模様をお話いただいたのですが、それに関連することですが、この有識者懇談会の下に三つの分科会あると思うんですね。公務・企業・国際展開、それぞれの分科会でどういう議論が展開されているのか、ちょっと知りたいと思います。横並びでやろうというのではなくて、ひょっとしたらアイデアとか、こういうことは自治体、公務分野でも使えるのではないかというのがあるかもしれないので、是非有識者懇談会の模様に加えて、他の分科会でどのような議論が出ているのかも教えていただくと有り難いのですが、今日でなくてもいいですけれども、是非知りたいと思っています。

○鈴木次長 そうしましたらその点は、分科会で行われたものが有識者懇談会でも報告はされていますが、分科会自体がどういうふうに動いているのか、そこで出されている資料等、あるいはどんな議論がされているかについては、概要を御報告するような形にさせていただければ、それでよろしいですか。

今日はちょっとその用意がないので、次回以降にやらせていただければと思います。ちなみに、今日昼の時間で企業の方の分科会が開かれているというふうには聞いておりまして、第2回の海外展開の方はもう既に11月中に開かれております。私の知っているのはその範囲でございます。

それでは先に進めさせていただきます。前回の本分科会におきまして、いくつかの試行方策の説明がございました。そして、それについて意見交換をさせていただき、また委員からはそれぞれ有益な御意見を頂いたところでございます。その試行方策の前回からの進捗状況について、報告者の方から報告をさせていただきます。まず、条例づくり・レビュー等支援の研究につきまして、中央大学大学院公共政策研究科教授であり、日弁連法務研究財団「地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究会」幹事の幸田雅治弁護士から御説明をお願いいたします。

○幸田弁護士 幸田でございます。条例づくり・レビュー研究会についてでございますが、前回の資料と同じ資料が資料3-1に付いてございます。この資料については、前回は説明さ

せていただきましたけれども、地方分権を実質的に進めていくためには、自治体の自己決定、自己責任、そのコアとも言うべき自治立法権、いわゆる条例制定を支援していくということが大変重要であると考えております。弁護士がこの分野で大きな役割を果たしていくことができるということを明らかにしていくというプロジェクトだというふうに思っております。

前回に委員から具体的にどのように進めていくかということを示してほしいということについてお話がございましたので、資料6を作成させていただきました。資料6を御覧いただければと思います。今申し上げました趣旨につきましては、今申し上げました資料6の実施概要及び目的のところと同様の趣旨が書いてございます。それで、自治体の政策課題というのは大変幅広くございますので、このプロジェクトにおいて、どのように取り組んでいくのかというその方法について、この対象とする政策課題とモデル自治体の選定の方法というところで説明させていただきます。

一つは、既に弁護士が条例制定に関わって自治体の条例制定の支援を行っているものとして、ここには例を二つ挙げております。東京弁護士会における江戸川区などの債権管理条例の制定支援。それから、これは具体的には飯田市でございますけれども、再生エネルギー事業を支援する法律実務の会、これは弁護士の会でございますけれども、この弁護士の有志が再生可能エネルギー導入条例の制定支援を行っているということなど、そういった取組は既に行われているところでございます。

こういったような既に行われている取組に対する自治体からの関心というのも寄せられているところでございまして、また弁護士チーム自身も、他の自治体についても支援していきたいという考えを持っているところでございますので、こういった既に関わっている条例制定についての支援を広げていくというのが一つ考えられるところでございます。

2点目は、弁護士の支援が効果的と考えられる分野について、自治体の方に働きかけていくという手法をとってはどうかということでございます。弁護士の優位性のある分野、例えば既存の条例の評価、検証を行い、条例の見直し、改善を行っていくといったこと、それから先ほどの再生エネルギー条例も、これは地域環境権という、これは住民の請求権を認めるというのではなくて、住民が参加する権利としてその権利を構成しているというものでございますけれども、そういった住民の権利を保障するという観点からの条例制定といった分野については、弁護士の得意分野ではないかと考えられるところでございます。

また、地方議会の事務局を法務の面からサポートする。地方議会の議員の政策提案条例というものについては、最近議会自身による積極的な条例制定についての取組というの、徐々にではありますけれども広がってきているということでございまして、そういった議員提案の政策条例の制定支援を行うことも大変重要だと思っております。

また、法律の想定していない事態、今、東日本大震災で被災地においては、様々な、いわば法律の壁といったようなものが存在することによって、復興の支障になっているということもございますし、その他、例えば自治体への権限委譲というものが、一つの分野について一括して権限委譲が行われていないために支障が生じているといったような事例などもございます。

こういったような自治体が悩んでいる事例について、全国に呼びかけて弁護士の支援が可能であるということを実案し、自治体の条例制定を支援するということが考えられるのではないかとございまして。これは条例ではございませんけれども、岩手県では、今土

地収用法が復興を進める上で大変支障になっているということで、岩手弁護士会と岩手県庁とのいわば連携の要として岩手県に入りました任期付弁護士が、土地収用法の立法の提案をまとめて、つい先般、国に対して働きかけをしているといった事例も見られるところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。また、自治体において最近解決を迫られている様々な政策課題について、個別に自治体の方に働きかけをして、その条例制定の支援をするということが考えられるのではないかとございまして、これが3でございます。自治体も、最近で言いますと、空き家対策とか、ゴミ屋敷問題とか、水源保全対策等々、全国で共通の悩みを持ちながらその条例制定に取り組んでいるところでございましてけれども、こういった分野について、その法的な観点からの弁護士の知見を生かして、より良い条例を作っていくということが考えられるところでございまして、そういった関心を有する自治体に個別に働きかけていくということについて、プロジェクトとして取り上げてはどうかということでございます。

実施に当たっての検討事項としては、専門分野というのがございまして、当該専門分野について知見を有する弁護士などによってチーム編成を行って、関連委員会、あるいは単位弁護士会とも連携を図っていく。それから、2番のところ、全国に呼びかけていくといったことを先ほど申し上げましたけれども、地方自治関係団体との連携ということも考えられるのではないかと。また、自治体自身がそういった意識を持っていないということもございまして、啓発活動、広報活動ということも必要になってくるのではないかと。実施に当たっての検討事項を3点ほど列挙させていただいております。

それから、今御説明しました条例の制定、あるいはレビュー等の支援を行っていくために、日弁連の法務研究財団の研究事業として申請をいたしまして、本年11月7日にその研究事業が承認をされたところでございまして、これは法務研究財団として、そういった経費等の支援を行う位置付けでございますけれども、この研究事業として早速取り組んだ事例を紹介させていただきます。資料7を御覧いただきたいと思います。

これは、大津市のいじめの防止に関する条例に基づく行動計画の策定への支援でございまして、条例制定支援そのものではありませんけれども、条例をしっかりと機能させ、更には今後どう条例を見直ししていくために有用な作業の支援を弁護士が行っていくというものでございまして、専門的な知識を有する弁護士の支援として意味のある取組であると思っております。また、政策支援への波及効果もあるものと考えております。細かな中身については、省略させていただきます。

その裏の方に、弁護士会館における大津市との電話会議でありますとか、実際に大津市役所を訪問して打ち合わせをしたときの写真などを載せさせていただいているところでございます。以上で、私の説明を終わらせていただきます。

○鈴木次長 ありがとうございます。報告を続けさせていただきます。

次に、地方自治体と弁護士会の連携構想全国版について、日本弁護士連合会若手法曹センター副本部長の谷垣岳人弁護士から御説明をお願いいたします。

○谷垣弁護士 谷垣でございます。それでは、お手元の配付資料の13ページでございます、前回お示いたしました全国版行政連携構想につきまして、その後の進捗状況等につき御説明させていただきます。この全国版行政連携構想につきましては、全国の弁護士会等におけ

る地元自治体や福祉分野に関する公的団体との連携活動を推進、支援すること、それからこれらの団体を組織の内外からサポートする法曹有資格者を更に拡大していくこと、この二つのことを目的としたセンターを今年度内に日弁連の中に設置することを目指して、その設立準備会を昨年11月に立ち上げました。現在、その事業内容、組織の在り方、具体的な事業計画等につきまして、鋭意検討中でございます。お手元の配付資料27ページの資料8-1でございますが、現時点におけるセンター発足に向けた今後のスケジュールを簡単にまとめさせていただきます。あくまで予定ではございますが、現在このスケジュールに沿って急ピッチで進めてまいりたいと考えております。

それから、これに関連いたしまして、お手元の配付資料29ページ、資料8-2でございますが、この資料のとおり、昨年11月に、全国の弁護士会における行政連携活動の実態調査を開始いたしました。この調査は、各弁護士会における地元の自治体や公的団体等との連携活動の実態について、分野ごとの活動内容、活動母体、実績、実施状況、その他特別な取組や課題など、大阪弁護士会や福岡県弁護士会で既に作成されている行政連携のお品書きに記載されている内容とほぼ同程度の情報を把握するために実施したものでございます。

この調査結果につきましては、各弁護士会にも還元し、地元自治体等への広報活動やニーズの受け止めの窓口設置など、行政連携の更なる取組を全国に広げていくために積極的に活用してまいりたいと考えております。

なお、この実態調査の回答期限につきましては、来月12月20日としておりまして、全体の詳細につきましては、次回の分科会にて御報告させていただく予定でございますが、現時点で連携の実態を会としてある程度集約しております東京弁護士会と愛知県弁護士会における取組状況を入手しております。お手元の別綴り資料で番号は付いてございませんけれども、右上に東京弁護士会と書かれたもので、表になっているものがございますが、これが東京弁護士会の連携の概要でございます。さらに4枚めくっていただいて5ページ目からが、愛知県弁護士会の連携の実態を取りまとめたものということでございます。

さらに、お手元の配付資料55ページの資料10でございますが、この資料のとおり全国の自治体に対するアンケートを昨年11月に開始いたしました。このアンケート調査は全国の市レベル以上、東京23区も含めますが、829の自治体を対象として、地元弁護士会との連携ニーズの他、顧問弁護士以外の外部弁護士の活用、さらには法曹有資格者の職員任用、活用などの各場面における課題や法的ニーズを把握することを目的として実施するものでございます。

その調査結果につきましては、分析集計の上、御回答いただいた全国の自治体にフィードバックさせていただくとともに、そのニーズを受け止めるべき各弁護士会にも情報提供し、全国における行政連携や法曹有資格者の職員任用等、さらに推進していくために活用していく予定でございます。

各自自治体からの回答期限をこのアンケートにつきましては、来年の1月20日に設定させていただいておりますことから、調査結果の詳細につきましては、次回以降の分科会にて御報告させていただくことになります。

なお、本年6月に同様のアンケート調査を兵庫県下の全自治体を対象として、パイロット的に実施しておりまして、その調査結果の概要は、お手元の配付資料の35ページ以下、資料9でございますが、そこに記載されたとおりでございます。簡単ではございますが、以上

御説明させていただきました。

○鈴木次長 ありがとうございます。続いて、4番目の議題になります。国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けたその他の課題と対応策ということで、前回の分科会において指摘されたその他の課題や、これまでの取組状況等についての御報告をさせていただきます。まず、弁護士等の国・地方自治体・福祉等の組織への赴任促進につきまして、谷垣弁護士から更に御説明をいただきます。

○谷垣弁護士 谷垣でございます。引き続き御説明させていただきます。今日、御説明させていただくのは、自治体における任期付職員等の任用推進に向けての取組状況ということに絞って、御報告させていただきます。

まず、お手元に配付させていただいております自治体向けパンフレット、これを自治体の職員として活躍する法曹有資格者を更に拡大していくという目的の下に、昨年作成いたしました。先ほど御説明いたしました自治体向けアンケート調査の依頼文とともに、現時点では全国の市レベル以上の自治体に配布済みでございます。

このパンフレットには、御覧いただいたら分かる通り、法曹有資格者を自治体職員として任用、活用するメリット、全国における常勤職員としての任用状況の最新データ、業務内容例、採用形態、任期付職員としての給与の目安のほか、採用実績のある自治体の声として、千葉県流山市、大阪府松原市、宮城県石巻市の各市長様、福岡市子ども総合相談センターの所長様、東京都町田市の財務部長様から頂いたメッセージを掲載させていただいております。

加えて、このパンフレットの最後のページには、日弁連のサポート体制といたしまして、ひまわり求人求職ナビシステム、それから各種採用説明会やシンポジウム等の開催、採用募集に関する自治体向けの相談窓口、日弁連ホームページにおける参考資料、統計データ参考文献等の情報掲載等を掲げさせていただいております。このうちひまわり求人求職ナビシステムや採用募集に関する自治体向けの相談窓口につきましては、既に多くの自治体に活用いただいております。

また、配付資料の87ページ、資料13-1でございますが、これは参考までに付けさせていただいたのですが、昨年の10月に自治体職員として活躍する弁護士と、公募中の三つの自治体を招いて開催した採用説明会のチラシでございます。

次に、これに加えてお手元の配付資料75ページ、資料11でございますが、ここに記載してありますとおり、昨年11月に地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員に対するアンケート調査というものを開始いたしました。この調査結果は、任期を終えたOBも含め計81名を対象として、各人の連絡先、業務内容の詳細、その効果、給与等の待遇、やり甲斐、任期終了後のキャリアプラン、弁護士会への要望事項等を把握するために実施するものでございます。その調査結果につきましては、法曹有資格者の地方公共団体職員としての活躍の場を更に広げるとともに、日弁連及び各弁護士会におけるこれら法曹有資格者のバックアップ体制を構築するための検討材料として、活用していく予定でございます。

このアンケート調査につきましても、回答期限を来年1月17日に設定させていただいていることから、調査結果の詳細につきましては、次回以降の分科会にて御報告させていただくこととなります。

次に、お手元の配付資料の85ページ、資料12でございますが、これは先月11月14日に、弁護士及び司法修習生を対象として日本弁護士政治連盟との共催で開催いたしました

「自治体内弁護士という選択」というテーマでのセミナーに関する資料でございます。このセミナーでは、自治体で活躍する弁護士の他、泉市長にも御講演を賜り、参加した弁護士等約40名と意見交換を行いました。

このような弁護士や司法修習生等を対象とした広報活動につきましては、これまでも2001年以降隔年で開催しております日弁連の弁護士業務改革シンポジウムにおきまして、ほぼ毎回、地方自治体と弁護士の役割をテーマとした分科会を設けてございます。その他にも任期付公務員等キャリアマガジンの発信、法科大学院生を対象としたシンポジウム、日弁連の会報への特集記事の掲載、自治体職員として活躍する法曹有資格者と自治体プロパーの方を交えた座談会等を開催するなどしておりますが、現在も大都市周辺以外の自治体からの公募に対し、応募する弁護士が少なく、再募集がなされるといったケースが見受けられることから、対外的な広報だけではなく、弁護士、司法修習生、法科大学院生に対する広報活動についても、今後一層力点をおいて取り組んでいく必要があると考えております。

それから、最後になりますが、お手元の配付資料の91ページ、資料13-3でございますが、これは来年1月に名古屋において愛知県弁護士会との共催で開催予定の地方自治体における弁護士の役割に関するシンポジウムのチラシでございます。先日、中部地方における全ての自治体の他、地元周辺の弁護士会、法科大学院生並びにマスコミ等に案内を発信したところでございます。

このような企画は、8年ほど前から名古屋、広島、札幌、高松、大阪、東京など全国各地で開催しております。今年に入ってから2月に福岡、7月に仙台で開催しており、毎回シンポジウムの当日、午前中でございますが、地元弁護士会の執行部や各委員会関係者で、弁護士会と地元自治体との連携を更に推進拡大するための意見交換会を開催しております。

お手元の配付資料の89ページ、資料13-2は、本年7月に仙台で開催したシンポジウムのチラシでございます。これはシンポジウムの参加者について、少し御説明させていただきますが、自治体関係者に限定せず、地元周辺の弁護士会や法科大学院にも御案内し、弁護士、司法修習生にも参加を呼びかけております。

しかしながら、実際の参加者の大半は自治体関係者でございます。ちなみに自治体関係者の参加人数は、以前に比べれば相当増えてはおります。しかし、例えば今年2月に行いました福岡のシンポジウムでは、参加者56名のうち自治体関係者は九州、沖縄地域における17の自治体から28名、仙台のシンポジウムでは、これは今年の7月ですけれども、参加者79名のうち、自治体関係者は東北地方における17の自治体から45名にとどまっているという状況でございます。私の方から以上でございます。

○鈴木次長 ありがとうございます。続きまして、被災地自治体への赴任促進に関しまして、幸田弁護士及び日本弁護士連合会司法改革調査室の囑託である藍原義章弁護士から、その経緯と今後の課題等について、御説明させていただきます。

○幸田弁護士 東日本大震災が発生いたしまして、弁護士の方々が多く被災地に入られて、住民の抱えている様々なニーズへの対応に尽力されてきているわけでございますけれども、そういった外からの支援も重要であります。それと同時に弁護士が被災地の自治体の内部に入って支援すること、つまり、任期付弁護士として被災地の法的問題解決に直接取り組んでいくということが求められているという認識の下、昨年度から被災地自治体への働きかけをしてまいったところでございます。

ちょうど総務省が、被災地の弁護士などの専門職の採用にかかる経費については、全額特別交付税で措置することを決定いたしましたので、その旨昨年2月に総務省公務員部長から自治体へ通知をいたしましたので、その周知も含めて被災地自治体への働きかけを何人かの弁護士と一緒にやってきたところでございます。

私自身、幾つかの自治体を訪問したのですけれども、被災地3県のうち、まずは昨年、岩手県庁の総務部長及び人事課長に話をいたしました。応募要項の相談にも乗らせていただいたところでございます。その結果、公募されまして、今年1月から1人採用され、先ほども触れさせていただきましたけれども、現在活躍されているところでございます。宮城県庁も今年1月から1人採用をしております。そして、福島県に対しては、今年6月に任期付弁護士の採用は効果的であるので採用を検討してほしい旨、私が依頼をさせていただきました。そして、時間が少しかかりましたけれども、先月公募がされまして、12月10日締切で現在弁護士を募っているところでございます。

その他に被災地の市町村に対しましても、先ほどございましたように日弁連の働きかけも含めまして、任期付弁護士の採用が昨年来徐々に増えてきているところでございます。以上でございます。

○**藍原弁護士** 既に第1回分科会で報告しておりますが、昨年日弁連で岩手県南部、宮城県北部の沿岸の被災地自治体を訪問し、法曹に対するニーズ調査を行いました。その結果、高台移転作業に伴う土地問題等のニーズがありました。

現在、新たにニーズ調査のため、再度複数の自治体からの聴き取りを開始いたしました。先月訪問した自治体については、こちらの資料13-2の仙台のシンポジウムに参加されている方に対応していただきました。今後については、さらに具体化した段階で御報告申し上げたいと思います。以上です。

○**鈴木次長** 被災自治体に対する新たなニーズ調査も再度始めたということでございます。

続きまして、報告ばかりで恐縮でございますが、一応最後の報告になります。福祉分野に関する課題やこれまでの取組等について、同じく藍原弁護士の方から御報告させていただきます。

○**藍原弁護士** 先ほど説明のあった行政連携の一場面だとは思いますが、長崎県の弁護士会では、福祉の当番弁護士制度に取り組んでおります。対象は、長崎県内の行政機関、福祉団体、施設及び医療機関などで、高齢者・障がい者の相談を担当している福祉相談の実務担当者です。

相談の方法としては、相談内容をFAXで送信してもらい、48時間以内に担当の福祉の当番弁護士が電話で回答するという方法で行っております。費用については、刑事の当番弁護士と同じく1回の相談につき、1回限り無料にしております。利用件数は、近年、年間10件前後で推移しております。この長崎県の弁護士会の取組以外の取組については、次回に報告させていただく予定です。

また、第1回の分科会で厚生労働省にヒアリングをすべきという提案を座長から頂きました。これを受けて、日弁連は11月27日に本分科会のオブザーバーとして出席していただいております厚労省の社会擁護局総務課の梶川様をお訪ねし、相談させていただきました。

その際、厚労省の福祉関係部局における法曹有資格者へのニーズに関する認識について、梶川様から概要をお話いただくとともに、今後主だった部局に御紹介いただき、日弁連が

お話を伺う機会や、児童相談所、社会福祉法人などの現場におけるヒアリングの実施についても御検討、御調整を頂けることとなりました。こちらの進捗状況についても、第3回の分科会において報告させていただければと存じます。

○鈴木次長 以上、報告でございましたけれども、ここで泉市長の方から第2回の分科会に際しての意見のペーパーを出していただいておりますので、概要の御説明等々を頂ければと思います。よろしくをお願いします。

○泉市長 まず、意見の概要のペーパー2枚提出しておりますので、簡潔に。第1は、前回の発言の骨子をまとめたものでありまして、これはこの後の意見交換でもあると思いますけれども、順次進んでいるものだと思っております。また、後で個々に確認していきたいと思っております。

第2につきまして、四つばかり提案を書かせていただいております。一つは、是非自治体や福祉関係のオブザーバー参加を更に進めていただきたいというのが1点目。2点目は、これは前回の有識者懇談会でも各委員から出ましたが、やはり日弁連こそ本当にしっかりと対応すべきだという意見が皆さん一致しているところだと思います。是非、スピード感のある対応を日弁連にお願いしたいということを改めてお願いしたいと思っております。

三つ目は、これも第2回の有識者懇談会でも出ましたが、市民フォーラムと言いますか、国民に開かれた議論を是非年度内ぐらいにできないかという御相談でございます。

3点目ですが、得てしてこれまで中心的な議論とまでは言いませんけれども、もう少し論点整理をしてしっかりやっていく必要があるかなという問題意識を書かせていただき、それに関連しまして次のページの2枚目に、取りあえず幾つか思い付く範囲で、こういった分野で法曹有資格者がしっかり位置付くのではないかなというような簡単なメモ書きを作らせていただいております。以上です。

○鈴木次長 ありがとうございます。泉市長からこのような形でもうキックオフした形ですが、この後意見交換をさせていただければと思っております。御自由にとりかかるとかと思いますが、まず泉市長からは、御自身のペーパーについて御説明がございました。北川先生、御報告を聞いていかがでございましょうか。

○北川教授 それぞれに、私もずいぶん失礼なことを申し上げましたけれども、具体的に進んでいるという感じはいたします。それで、これは第3回になるのか、プライベートになるのかは別にして、もう一回、全体としてやってきていただいたことをまとめて、具体的にどこまで進んだかというようなことは議論して、よかったね、よかったね、ではなしに、ここは遅れているねとか、ここは進めていきましょうよといった具体の方に行った方が進むのではないかなということをおっしゃるわけでございます。

例えば、幸田先生などは随分頑張っていただいているのですが、岩手県、宮城県、福島県では、一応公募なり採用なり決まっておりますが、市町村の場合には、また説明とか、そういうことですが、これは交付税措置がされるとするならば、説明の仕方によっては本当に土地の問題等々、高台移転などで御苦労いただいている、具体的問題があると思うんですね。

そうすると、説明の仕方によっては、御努力で県が決まってきたら、市町村もこういうところに決まりました、こういうところに決まりました、ここはこういう問題があるから決まりませんというような、例えば、そういうまとめのようなことがいるのではないかなと、そのように思うところでございます。

また、センターを年度中にお作りいただく努力というか、それも多分そうしていただけるんだとは期待いたしますが、そうしたらその中で、これとこれをどうしていこうかというようなことが出てくればいいと思います。

もう一つ、日弁連法務研究財団で承認していただいた研究テーマというんですか、これも大津市が具体的に取り上げられましたね。もっとも、それを発展形態としてどのように具体的に進捗させていくかとか、そういう実務的な話合いに移っていった方が現実的ではないかと、そんなことを思います。

だから、課題が大分整理されてきたので、今度は次の実行体制をどうするかということに議論を集中していただけたらいいなという感じがいたしました。

○鈴木次長 ありがとうございます。この点、どなたか。

○谷垣弁護士 谷垣でございます。今、北川先生から御指摘のございましたとおり、センターにしても、まだ設立に向けたスケジュールのようなものしか出させてはいただいておりますし、問題は、実際センターを立ち上げて何をやっていくのかと、事業計画をやはり詰めていかなければいけない。その事業計画を今煮詰めているところでございます。順次その中身につきましても、御報告、御相談させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

○北川教授 それでいいんですけれども、実態として、本当にどれだけ困っているのですかという、例えば予算とか、人の配置とか、それは相当御苦勞いただいていると思う。僕などはその度合いが読み切れないうところがあって、何というか、全体をどうやってみんなでバックアップしていくかというので、日弁連が変わってきたという雰囲気は出始めているとは思いますが、それでワッと自治体に説明会に行くとか、弁護士会全体でやるという雰囲気が、どのように出せたらいいかというのは、皆さんに率直な意見を聞かせていただいて、我々外野サイドが詰めていく、ものを申すという、そういうリズムになると、具体的に成果が見えてくるのではないかと思うんですけれどもね。

○鈴木次長 ありがとうございます。今回準備する中でありましたのは、被災自治体を回り始めてはいるわけですけれども、とはいえ、回り始めている段階でお互いに意見をちょっと述べさせていただいているということで、具体名をなかなか出して、ここはこうだ、とはなかなかこういう場所では言えないということもございますし、また決まってくれば、それは御報告できることにはなるかと思いますが、また組織作りについては、どのようにしていくのかというのは、今まだオープンにしていなくていいところもありますので、その辺は、先ほど北川先生の方からプライベートにもということをおっしゃっていただいておりますので、その辺の情報を先生方の方にもお耳に入れながら、更にはこの分科会でも御説明させていただければと思います。

○北川教授 正にそういうことですよ。例えば、そうしたら採用について、先ほどどなたかの御説明で、募集に応える弁護士さんが少ないとか、それは一体実情がどうなっているのかとか、あるいは僕が感激したことは、明石市で5名の募集という、これは一つの知恵だと思えます。1名ではなしに5名だと。そしてそれに対して22名の応募があったというのは、募集の仕方がプロというか、御自分も専門家だからできたのかなど。そういう募集の仕方の検討とか、ここですればかなりのいろいろな問題点が浮かび上がってきているから、そういう採用の方法は、このように改めたら来るかも分からないとか、1人より2人の方がいいとか、ちょっと具体的には分かりませんが、そういうことを一遍整理して具体的に詰めていく

と、皆さんの問題設定が、個別的に課題が解決されるのではないかと、そういうふうなことで、ちょっと我々も、どこに募集に応じていただけない面があるのかとか、実際にニーズがどれぐらいあるのかとか、先ほどちょっと出ましたけれども、3分科会でどういうことになっているかというのを、やはり企業が圧倒的に弁護士会としては力が入っちゃうのかとか、例えば、そういうことも我々ちょっと読みにくいんですよ。

そうすると、今度は、弁護士さんの活動領域の拡大というだけではなしに、使命としての法の支配が全国の行政体でも行き渡るということが、きちっと説明されていかないと増えていかないのかなとか、ちょっと私素人だからその辺りのことが読み切れないので、問題提起をさせていただいて、また教えていただいたり、議論の場で詰めていただければ有り難いと思うんですけどね。

○鈴木次長 ありがとうございます。幸田先生、その点何かございますか。

○幸田弁護士 今、北川先生おっしゃられたとおりで、全国の自治体の方が自らニーズを十分認識しきれていないというところがございますので、それは条例のこともそうなんですけれども、そういったニーズを掘り起こしていくとか、潜在的なニーズというのはかなりあるわけがございますし、それからそもそも法の支配ということを行き渡らせるといったことについての意識というのも高めていくということが必要ですので、そういう意味では、日弁連としてそういった場を作って、自治体のニーズと意識を高めて、それから弁護士自身の意識を高めるという、こちらの方もまだ必ずしも十分でない部分があると思いますので、両方の意識を高めてマッチングをスムーズに行っていく。そのためにはやはりそれを推進するための、日弁連として今行政連携センター等で検討されているところがございますけれども、体制というものはやはり重要ではないかなと思っております。

○北川教授 そういうのを連帯で訳知りの皆さん方に御教授いただくと活動が具体的にしやすくなると。

○幸田弁護士 その部分で、先ほど谷垣先生がおっしゃられた行政連携センターの事業計画の議論を、私も入らせていただいて議論しておりますけれども、そういった事業計画をどのように具体的にやっていくか。これを詰めて、またこの場でも有識者の方々の御意見を聞いて、実際に取り組んでいくということが必要ではないかと思っております。

○北川教授 忙しいところ恐縮ですけれども、ここで緩めてしまうと、また元の木阿弥、やはりこの際チャンスだとみんなで考えていかないと。

○幸田弁護士 そうですね。北川先生がおっしゃるように、日弁連自身もかなりそういう意識は高くなっていると思っております。

○鈴木次長 ありがとうございます。泉市長、今の北川先生の提言というか分科会の持ち方、今後のことですが、特に自治体の方をどうしていくのかという部分、泉市長の5名採用というのはいい案だということも出てきておりましたけれども、今後の進め方、今のよう形で進めるということについていかがでしょうか。

○泉市長 まず、北川委員の方からありましたが、それぞれの分野で前に進んでいるということは実感しております。そこは一緒です。ただ、私自身はまだゆっくりすぎると。全然話にならないというのが正直です。

日弁連執行部は、かなり前向きに今進んでいると思っておりますけれども、やはり単位弁護士会にそういった思いを重ね合わせるのをこれからしっかりしていかないと、日弁連執行部のみ

が笛を吹けど、実際の現場は各单位弁護士会にありますので、そこを相当気合い入れないと、そこは北川委員につながりますけれども、正にここが踏ん張りどころ、頑張りどころだと思っております。

そういう意味で今後の進め方ですが、次回2月6日にありますが、それまでにそれぞれのアンケートが上がってきますので、その都度是非御報告をお願いしたいと思います。

特に、やはり実際に自治体で働いている生の弁護士の悩み、課題が恐らくまた上がってまいりますし、その途中段階でもきっちり整理をして、どういった課題があるのかということをしかりと見つめた上で、何が必要かという辺りは、本当に早急に詰めていく必要があると思っております。総論的にはそういう形です。

若干三つばかりお願い事を改めて言いますと、まず1点目は、お品書きに関してであります。これは各单位弁護士会の方に働きかけをしていただいたことは感謝申し上げます。そこで加えて御提案ですが、単位弁護士会だけでなく、日弁連の委員会ごとにまとめていただけないかと。つまり、例えば高齢者・障がい者委員会という委員会がありますので、そういった委員会で何ができるのかと。例えば、障がい者の差別解消法を受けて、今後各自治体では、障がい者差別解消条例を作る自治体がどんどん増えてくると思います。そういったテーマなどについてどうかと、例えば犯罪被害者の支援委員会が日弁連にもございます。そういったところで犯罪被害者施策条例もどんどん増えておりますので、何ができるのか、どういった応援ができるのかという形で、単位弁護士会ごとのお品書きのみならず、いわゆるエリア的な日弁連の委員会ごとに、全部とは言いませんけれども、自治体や福祉と関係の深い委員会ごとにどういったことが可能かということの議論も始めていただきたいと思います。できれば、その委員会ごとに一つ二つぐらいのモデル条例のたたき台ぐらいは作っていただけないかというイメージでおります。これが一つ目です。

二つ目は、行政連携センターなり、日弁連の事務局なり、本部作りですが、これも動いているとは認識しておりますが、本当にそこはしっかりとスケジューリングの方を是非お示しのほどを。次回2月6日には出来上がっていると言いますか、形はできているはずかと。少なくとも年度内に日弁連内に組織を立ち上げ、単位弁護士会における動きにつなげていただきたい。日弁連は一つしかなくても、実際は単位弁護士会がかなり力ありますので、単位弁護士会がちゃんと動かないと、自治体との連携は不十分ですから、一気に全部無理でも、御理解いただけそうな単位弁護士会から結構ですので、是非単位弁護士会のうち幾つか、日弁連と歩調を合わせて進めていただきたいというのが二つ目のお願いです。

三つ目ですが、先ほども法科大学院のテーマが出ましたが、先だって法科大学院について文科省の厳しい御意向も出ましたので、その中で、自治体などと連携をした場合に、補助金加算という方向が出ております。正に、法科大学院としても、自治体を連携することによって法科大学院の予算が増えるわけでありますので、そういった意味において、もう既に私のところにも複数のロースクールから打診が来ておりますが、この辺りは切実にお金がからみますので、法科大学院は積極的に進むべき状況があると思っておりますので、是非法科大学院との連携も位置付けていただきたい。長くなりましたが、三つばかりお願いしたいと思います。

○鈴木次長 ありがとうございます。今三つ出てきておりますが、この三つ、特に1番目、2番目についてですが、日弁連として検討していくということで前向きにお願いをしたいということでございます。

三つ目で、法科大学院の関係が出てきました。大貫先生、この点はどうでしょうか。

○大貫教授 まず、北川先生、泉市長のお話を伺って、大体同意見なんですけれども、本当に日弁連の方々、よくやっているなというのは、本当にこれはお世辞ではなくてそう思います。ただ、1点だけお願いしたいのが、北川先生も恐らくそういうことをおっしゃったと思うのですが、全体として何がどこまで進んでいるのか、一覧表にしていただけると有り難いです。我々分科会で議論していくときに、どの部分はここまでできたとか、この部分はまだまだというふうに進捗管理のようものを作っておいの方が、今全体を見ますと非常に多岐にわたることが行われているのですが、全体像がちょっと分かりにくいものですから、是非お願いしたいと思っています。

あと、議論をしたときにもう既に大体論点は出ていて、先ほどの鈴木次長からも出たと思うんです。ニーズの認識、自治体の側にニーズを認識してもらおう。それから弁護士に、法曹有資格者に仕事があるんだという認識をしてもらおうとか、それから情報共有とか、マッチングとか、あとそれからサポート体制、自治体に入っていきに当たってのサポート体制や養成のこと、それから戻ってきたときにちゃんとすんなりとキャリアを継続していけるとか、いろんなテーマがあると思うんですね。だから、分類すると落ちるものがあるので、非常に危険なんですけれども、ちょっとテーマを立てて、こういう点についてはこういう方策ができた、ここまでできたというのを作っていただいた方がいいのかなという気がしているのですが、いかがでしょうか。

次に、鈴木次長から振られたところを短めに言いますと、法科大学院との連携とおっしゃったんですが、そこが一つ論点だと思うんですね。恐らく前回の議論でも出たと思うんですけれども、自治体に、国でもいいのですけれども、法曹有資格者に行ってもらうための、要するに地盤作りですかね、ちゃんと教育をするとか、そういうことというのは必要だと思うんですね。そのためには法科大学院で何らかの講座を開放して、そこで授業を受けてもらうとか、公共政策でもいいと思うんですけれども、そういうことを早速に始めなければいけないと思うんですね。それが1点。

実は今正に中央大学でちょうど会議をやっていて、今度講座を開放すると。それを各法科大学院に進めるという問題と、パイロット事業的にどこかの大学と連携して講座を特に作っていただくという、いわゆるパイロット事業をやってはどうかと思っています。

あと、戻ってきたときに大丈夫な体制をどう作るかという、前回北川先生から出ていたと思います。派遣をすると、戻ってきたら面倒を見るよという体制もテーマだと思うんですね。その点もやっていただきたいなと思っているんですけれども、何かお願いばかりで、自分がさっぱりやらないのは具合悪いのですけれども、法科大学院に関しては協力いたしますので、そんな感想を持っています。

○鈴木次長 ありがとうございます。やっていく課題について一覧表を作って、今どういう状況にあるのかということ、大事なところだと思います。ですので、次回以降どういようなものを机上に置かせていただけるか。それでまたそれをどう公開するのかわからないのかということも含めて、法務省とも協議させていただいて、日弁連の事務局とも検討したいと思えます。前向きに検討させていただきますので、よろしく願いをいたします。

ほかにございますでしょうか。田島先生、今の御議論を聞いておられていかがでしょうか。

○田島座長 自治体のいろんな議論と、それから福祉のところではちょっと違うなという感じ

がします。やっぱり福祉のところは、言うなれば自治体でやっていただく部分も相当あるんですね。ここは、自治体の検討の中で、自治体のある部分として福祉とか医療とか教育とかというのを含めてやっていただければ有り難いです。ただ、本人のいろんな権利をどう守るかという視点と、それからもう一つは事業者の視点ですね。ここは具体的にどういう具合にそこに切り込んでいくかということは、泉市長から福祉領域の検討チームみたいなのを作ったらという提言を頂きましたけれども、本当にそういう検討チームであろうが、何かそういうのが集まって、ちょっとしっかり詰めてみないと、福祉というのは、それぞれ考えられるところの見方が非常にみんなバラバラになっているんだと思います。そこができるだけ早く検討チームなり、そういう視点の整理みたいなものをさせていただきたいという具合に思っています。

それから、取り組んでいます中身に、特に本人さんたちを守るというところでは、今法務省あたりと協議をしながら詰めている、例えば矯正局と詰めているお話とか、それぞれ法務局で詰めているお話とかというのは、実は予算がらみみたいなのが出てくるものですから、今概算要求されているようなものも、まだ今ちょっと外に出せないものもあります。ただ、12月の末ぐらいになってくると、大体しっかり見えてくる。そういうのをちょっと睨みながら、具体的に動いているものも徐々に出していけばいいのではないかという具合に思っています。そういうものの工程表みたいなものを作らなければいけないのではないかなと思っています。

それからもう一つは、視点をきちんと整理しないといけないのは、自治体のところは、多分期限付採用ということで進めていただいているのだと思いますが、我々福祉のところでは、第一段階はまず顧問弁護士という形でどれだけ入っていただくかという、そこが凄く大事だと思います。それは特に事業者のところでも申し上げますと、社会福祉法人、あるいは今NPOでやっていただいたり、法人で取り組んで社会福祉事業をやっていただくようになっていきますので、しかも児童から高齢者までという、それぞれの仕組みが相当複雑になってきています。関わっておられる事業者の数も飛躍的に増えてきているわけですから、そうすると、そこでどういう形で法曹とうまく接点を作るかというときに、まず考えられるのは、顧問弁護士で入ってもらおう。1人の弁護士さんがその地域の中の5か所とか10か所の事業所の顧問弁護士をされるということで、そこから専門的な部分についての研修なり勉強にもなりますし、それから実際に実務をやられる中でしっかり力を付けていただくということにもつながるんだと思うんです。

それから、規模的には相当、特に今介護保険では一部上場しているような企業も、介護保険事業者としては相当出てきましたし、社会福祉法人でも大型のものは少し育ってきています。そういうところは採用数という体力も少し出てきているんだと思います。そこは明確に分けて議論をしませんと、一緒にして議論してしまうと、なかなか余所事になってしまうと言いますか、自分たちと直接関係があるんだということを事業者側が分からない。あるいは、利用者の方もよく分からないということになるのだと思います。そこはちょっときちんと整理をしないといけないという具合に思っています。

○鈴木次長 ありがとうございます。福祉の領域についての田島先生から御意見を頂きました。

○泉市長 福祉の関係で提案ですが、次回に福祉に関する何かチームを立ち上げませんかという提案です。重なる部分はありますけれども、やはり福祉に詳しい方が議論した方が良い面

もありまして、具体的には、例えば、次回辺りからできればオブザーバーで社会福祉士会などもお入りいただきまして、福祉の分野についてしっかり分かっている方と意見を交換する中で、法律分野と福祉分野の重なるところの整理を始めていく。日弁連サイドだと、高齢者・障害者委員会など、高齢者・障がい者の分野を現場で担っておられる弁護士もたくさんおられますので、そういった方も例えばこういったチームに入っていただく。厚生労働省も、社会援護局だと障がい者だけです。高年齢者は老健局ですし、生活福祉もありますし、子どもはまた別ですので、厚生労働省も無茶苦茶縦割りですから、ちゃんと横断的なところに入っていないと、社会援護局に話しても障がい者以外の話をしませんので、だから障がい者、高齢者、子ども、生活福祉系、少なくともこの四つぐらいは別々の部ですので、その辺を厚生労働省と相談していただいて、しっかりと情報を共有化していかないと、なかなか進まないのかなど。なので、次回に是非、福祉のチームの立ち上げの案ぐらいは事務局でたたき台をお願いしたいなと思っています。

○鈴木次長 まず1点、厚労省の方にお話に行った際に、社会援護局の総務課の課長補佐ではございますが、全体のことを御議論いただきまして、御案内いただきまして、先ほど報告ありましたように、各部局とつないでいただけるという話を頂いておりますので、それはそれで進めさせていただきます。

それから、おっしゃるとおりで、実は私は高齢者・障害者対策委員会の担当次長でもあるのですが、委員ではございませんので、そういった本部等とも関わりを持つ必要があるだろうと。それから、座長とも先ほど事前にお話をしていたのですけれども、次回の2月の会合は、福祉の部分の一つメインのテーマにきちんと据えようと、先ほど座長の方からも話がございましたけれども、話せることが出てくるだろうということでもありますので、そのようにさせていただきたいと。

併せて、その際には、全体の絵柄、今座長からも話がありましたが、行政が福祉に関わっている部分、それから事業者の部分、それから利用者の部分、それぞれに弁護士、あるいは法律というものをどういうふうに関わらせるのかという辺りの絵柄を、事前にそのような形で関わっている弁護士、あるいは泉市長からも、専門家がいるということがございました。あるいは厚労省からのヒアリング等も受けて、次回までにどこまで出せるか分かりませんが、準備させていただきたいなと思っていますのでございます。

とはいえ、今日の段階で福祉について議論をここで止めるという必要はないと思っております。泉市長の方からも、特にこの2ページ目の第3で、各分野についてこういうふうにやりますよということ、また関係しているところはこうありますよと、これだけ見ても、多様にわたっていると思っております。高齢者・障がい者だけでなく、日弁連的に言いますと委員会にいくつも関わっているなど。子どもの権利委員会や両性の平等委員会とかいろいろ関わってきているなと思いますので、この辺も我々的には意識をしながら、この福祉領域にどう法曹有資格者が関わっていく必要があるのかなのか。また、それがあるとして、どのようにアピールをしていけばいいのか、どのような形でつながっていけばいいのかというあたりを考えていきたいなと思っていますのでございます。

その意味で、折角ここまで書いていただきましたが、泉市長、今概括的にはこうしろというのをおっしゃっていただいたと思うのですが、市長の目から見たときに、それぞれ個々にとりわけではございませんが、もう少し御意見がお有りでしたら頂きたいところではござい

す。

○**泉市長** お手元の、私なりに自分の意見の概要を2ページ目に、取りあえず第3として1から10まで書きました。もっともっとあるなと思いつつながら、取りあえず幾つか書きました。今、鈴木次長からありましたように、弁護士も実際はもうかなり関わっているんです。例えば1番の成年後見にしても、多くの弁護士が後見人として業務をしております。厚生労働省も、今正に市民後見というキーワードでお金も付け、自治体からすると、市民後見を養成しなさいという形で障がい者分野も高齢者分野も義務化になりました。各自治体も成年後見の分野に取り組まなければいけない状況になりましたので、非常にホットなテーマです。

この辺は凄くニーズがありまして、こういった分野は實際上、しかも費用はある意味本人のお金で後見報酬をやるのが原則ですから、別途補助金とかということではなくて、現に個々のお金でもって、ある意味収支が合うと言いますか、そういう分野でもありますので、こういった分野に弁護士がしっかりと落ち着いていくというのは十分あり得ると思っています。

一例を挙げますと、品川区の社会福祉協議会というのがありますが、品川区の社会福祉協議会では、成年後見を法人で受けていて、後見報酬だけで事業化が成立しています。つまり黒字です。だから、全く補助金無しでも黒字化が図られているところが現に存在しております。成年後見をやって後見人の報酬を個々の被後見人の中から裁判所が決めた額で、収支がきっちり合っているというところが既に存在していますので、そういったところも参考にしたときに、大抵そういったところは弁護士が関わっています。顧問的だったりとか、もっと真ん中にいたりしますけれども、そういった形で幾つもありますので、一例だけ挙げましたけれども、それにとどまらずいっぱいありますから、そこをしっかりと次回ぐらいまでに整理をすると。

日弁連の各委員会、子どもの権利委員会とかいっぱいあるわけですから、実際上現に関わっているにもかかわらず、整理ができていないのかなど。特に自治体とか福祉というキーワードでもう一回そこを整理いただくだけでも、現に弁護士が深く関わっているというのは、いっぱい既に存在していると思いますので、事務局は大変ですけど、ちょっとその辺りの整理をお願いしたいと思います。

○**鈴木次長** 次回までどこまでできるは分かりませんが、御指摘の点は重々承知いたしましたので、対応を考えていきたいと思っております。これは日弁連の次長としての立場でございます。

今までの御議論をお聞きいただいて、法テラス側から何かございますか。

○**竹中部長** 直接、私たちが今こういう形で何がということはないのですけれども、伺っていて、例えば法曹有資格者の職員の自治体への派遣では、実際には我々は一部やっているところでありまして、先ほど大貫先生からありました、戻ったときの面倒をきちんと見るとか、そういった面については、我々の職員であるスタッフ弁護士は、正に固定給でやっているわけですので、行くのも行きやすい、戻ってきたときも戻りやすい。そういう意味では、正にそういった環境を整えなくても対応ができる一つの存在ではあるのだろうと。ただ、そのためにはちょっと我々も体力を付けていかなければならないなという、そういう課題を一つ感じています。

○**鈴木次長** 北川先生、福祉の部分ですけども、聞いておられていかがでしょうか。

○**北川教授** 福祉も具体的に何が問題かというのは必要だと思いますね。

○**鈴木次長** その意味でも福祉のところは自治体の部分とちょっと違うのは、全体の絵柄自体が皆さんの中でどこまで共有できているのかということがございませう。行政が関わる福祉の領域、事業主が関わる部分、それから利用者の部分。泉市長おっしゃられたように、それぞれに既に案外弁護士も関わっていたりはするのですが、システムティックにできているのか、どの自治体でもできているのか、どの事業主体もできているのかということ、そうはなっていないところがありますので、その辺の絵柄のようなものを是非次回までに出ささせていただいて、次回、来年度以降のそういった新たな取組が法務省でも行われることですので、あるいは厚労省を通じても行われるのでしうから、その辺の具体的な姿を見ていただくと、そこにまたどのように関わるかと、そこで今北川先生からあったように、それぞれのスケジュールですね、どういう工程でやっていくのだという辺りを詰めていく話になるのかなと思っております。

泉市長から出していただいている、こういった形での分野を見ただけでも多様ですし、先ほど座長ともお話をさせていただきましたが、そしてまた先ほど述べていただいたように、介護と障がい者の部分でも違ふとか、それぞれございませうので、その辺りについての議論を進めていきたいなというふうに思っております。

藍原さんの方から、福祉のところについては何かございませうか。

○**藍原弁護士** 福祉に詳しい弁護士から話を聞いたり、私も社会福祉法人の法律相談とかやっているのですけれども、本当に幅広くて、弁護士10年目ぐらいになるのですけれども、10年目ぐらいになっても、かなり相談内容が難しいなと、奥が深いし、なかなか簡単に法律相談で回答できないような難しい問題だなと感じておまして、そういう点で今福祉に詳しい弁護士と一緒に全体像をどうするかというような話を始めておまして、2月ぐらいまでにはある程度の形は出したというふうにして作業を進めておまして。

○**泉市長** 関連でこれもお願いをしたいのは、単位弁護士会ごとにいろんな取組があると思ひます。1例を挙げますが、兵庫県弁護士会では、6年ほど前に立ち上げたのですが、何でも権利擁護110番というのをやっています。月1回ですが、何をしているかということ、電話でもFAXでもいいんですけれども、電話がかかってくれば、四つの専門職が受話器四つで相談するというのを始めておまして。弁護士とリーガルサポートの司法書士と社会福祉士と精神保健福祉士、この四つの専門職集団がチームを組んで受話器4台を同時に聞きます。その時々4人で聞きながら、その相談内容に即してアドバイスするというのを5、6年前にスタートしました。それを大体2チームぐらい作りまして月1回実施しておまして。多いときや少ないときがありますけれども、相談があります。そういう形のことも随分やっていますので、是非単位弁護士会ごとに弁護士と福祉の連携でやっていますこと、これも整理を是非お願いしたいと思ひます。

これも関係しますが、あともう1点は、弁護士で、かつ社会福祉士の資格を持っている者、これも6年ほど前は6人か7人だったんです。私もその1人として、一旦そこで勉強会を立ち上げたのですが、今はもっと増えていますので、そういった弁護士であり社会福祉士のような形で両方の分野をやっている弁護士で、少しネットワーク化を図るというようなことも有りかと思ひますので、また御相談させていただきたいと思ひます。

○**鈴木次長** 貴重なお話ありがとうございます。おっしゃるとおりで、社会福祉士の資格を取っている弁護士というのも徐々に増えてきているというふうにして認識しておまして。またこ

の部分、スタッフの弁護士の方も非常に意欲的に司法ソーシャルワークということで取り組んでいただいております、法テラスの側からの取組もございます。またそれが弁護士会とうまく連携をしたりもしておりますので、その辺のことも多分含めてのお話になるのかなと思っております。という形で議論を進めておりますが、ほかにもございますでしょうか。

○田島座長 今、検察庁の改革が盛んに議論されているところです。捜査の在り方のところでも、可視化の部分についても、検察のところでも申しますと、知的障害のところは早期発見をする、まず気づきというのを先にやらせて、気付いたところは必ず最高検に報告させるということを採りましたので、そうすると、気付いたところからすぐ可視化を始める。これは劇的に数が増えています。そこから、弁護士さんたちの方で言うと、被疑者国選という仕組みが出てきて、そこで障がい者と弁護士さんたちにも気付いていただいたり、あるいは検察が気付いたところは相互に情報を共有して、それで独特のいろんな連携をして、共同作業というのを始めようという具合になっています。幾つかのモデル的な検察庁でそれやっていますが、今まで弁護士さんと検察官でどっちかというと敵対関係みたいな形で相対するような形でやっていたのですけれど、非常にある面では働き方が、あるいは取組方が変わってきている。

その事例は、例えば不起訴とか起訴猶予という形で、検察で最終処分するときも、その後を考えて、処分した後、その人をどういう具合に救いますかと。どういう具合に支援すると一番再犯につながらない、あるいは本人の幸せにつながるかというのを検察も一緒に考えるというような事例も相当出てきています。

すなわち、弁護士さんたちと検察がある面では共同歩調をとりながら、それぞれのお立場で最善を尽くすというようなことも、今試行的に幾つかでされています。これは、特に検察の内部では非常に皆さん関心を持たれていて、非常に大きく広がっていつている。当然それはそのままその次の実刑になった後に、公判で一つ裁判所の判断が出ますが、その終わった後も、さらに切れ目ない支援をどうやっていくか。この切れ目ないということが非常に大事で、そこを一番大きく担っていただくのは多分弁護士さんたちになってくるだろうと。切れ目なく支援をしていくと。しかし、それには検察も何らかの形で一緒に共同歩調をとれるものはないだろうかということが今検討されています。

そうすると、弁護士さんたちは、今まで、例えば最終処分が終わると、そこで大体もう終わり、業務上は、不起訴になればそれで終わりとか、あるいは判決で実刑判決が出たときは、そこで役割が終わりという形で、今まではそこで切れていたのですけれど、そこから先、寄り添いという形で切れ目なく支援をしていく仕組みというのが、今一生懸命検討されているところであります。

こうなると、今までの概念というか、弁護士さんたちの働き方のやり方とはちょっと違う考え方で、意識を相当変えていただいで取り組んでいただかなければいけない問題が出てくる。矯正のところも今大車輪で、矯正局の中でのいろんな取組の在り方、例えば女子刑務所のところは、今年の犯罪白書の中でも相当きちんと取り上げていただきましたけれど、まもなくモデル事業を女子刑務所の中でやるということの中で、これも弁護士さんたち、地域の弁護士さんたちも参加していただく。地域の医師会だとか、これは各都道府県の知事が先頭に立ってやっていただくことになります。国でやっていたものだけでなく、都道府県知事さんたちにも応援していただいで、もちろん市町村長さんたちにも関わっていただくわけで

す。地方自治体のところもお力添えを頂いてみんなで守る。みんなで考えるという仕組みをということになるのだと思います。

その中で弁護士さんたちとか法曹の皆さんたちの役割がちょうど大きくなっていく。これは特に大きくなっていくのは弁護士さんたちの役割。それからもう一つは検察官。当然そこに裁判官の皆さんたちにも。特に累犯障がい者に対してとか、特に今、罪を犯す高齢者の人たちが非常に増えてきています。ここに対する対応策も大きく変わってくるのだと思います。こういうのが言うなれば当然やらなければいけなかったことが今までされていなかったというだけの話なのですけれど、これをやることによって、法曹の領域が拡大していくという、これは弁護士さんだけでなく、裁判官の数はこれでいいんですかという議論はもう一回やらなければいけない。

それから、もちろん検察官もこれで、今的人数で足りているんですかということも議論しなければいけません。何よりも大きいのは、弁護士さんたちに取り組んでいただく。特に高齢化した我が国、少子高齢化社会の中でどういう大きな役割を果たしていただくのかというのは、法曹三者に関わってくる非常に大きな課題だと思います。そういうものをしっかり取り組んでいくということが今動いておりますので、当然矯正局も保護局も、それから検察と刑事司法全体の枠組みの中の見直しが大車輪で動いておりますので、そういうのが徐々に姿を現してくるのだらうと思います。是非、そこにしっかり焦点を置いて、枠組みの中を、この会議の中でもその辺りをやっぱり議論をして注意をしていただいで進められればと思っています。よろしくどうぞ。

○鈴木次長 ありがとうございます。今後出てくる話の前振りの話かなとは思いましたが、現に田島座長の関わっておられる南高愛隣会の方で、こういった活動の推進を進めて厚労省の予算の中で動かしてきて、今何年になるんですか。

○田島座長 9年ですかね。

○鈴木次長 出口支援というので定着支援センターという制度化がされましたが、今入口の部分、被疑者段階についての対応ということで動かしておられるということで、そういったもののお話につながってくる。さらには出た後に寄り添っていく弁護士の必要性のお話だろうと思っております。弁護士の意識、あるいは刑事弁護を担う弁護士たちがどこまで関わるのか。更に施設に入った人たちに弁護士がどう関わるのかといった新たな課題も見えてきているのだと思っております。法務省の方はこの辺についてどのような認識をお持ちですか。

○遠藤部付 今御指摘の点は、先ほど田島座長からも御指摘ありましたとおり、関係部局において鋭意調整中であるというふうに向っているところでございますので、今後もそのとおりに進めていくものと承知しております。

○鈴木次長 ありがとうございます。弁護士会の方もそういう情報を入手しつつ、あるいはある部分田島先生に直接関わっている弁護士もいますので、そういった人たちからも情報ももらいながら、会内での議論も徐々に始めて検討しているところです。この分科会にもそういった議論の結論等を、あるいは状況等を御報告させていただければと思っております。そのような形でよろしいでしょうか。ほかにもございますでしょうか。

○泉市長 田島座長を受けまして、あれもこれも大事ですけど、特に意味あるのは、更生保護と成年後見、この二つは特に大きいと思っております。例があります。この二つの共通項は、本来福祉ですが、今法律の分野がある。つまり、そこがずれています。成年後見についても、

日本以外の国は基本的には福祉です。日本の場合は裁判所が中心でありまして、いわゆる法律の世界です。更生保護も日本以外のほとんどの国はソーシャルワークですから福祉です。日本の場合は法務省管轄で、他の国は恐らく厚生労働省管轄的な部分です。そこがずれてしまっていて、うまく進んでいないと。だから、言い換えると、福祉と弁護士が連携することによって前に進むテーマだということだと思います。

現に、社会福祉士は国家資格ですが、試験科目が二つ加わりました。社会福祉士の試験科目、かつての科目に対してもう二つ加わったのが、成年後見と更生保護。最近、この二つの科目が国家資格の試験に加わりました。逆に言えば福祉の分野も、福祉がちゃんと勉強しなければいけないテーマが更生保護と成年後見です。逆に弁護士の方も、福祉と連携をして進むであろうというのが、更生保護と成年後見だというふうには言えると思いますので、あとは個人的には是非いじめ、この辺りはホットですし、犯罪被害者支援なども力を入れているテーマですから、この辺りはかなり見えてくるような動きが可能ではないかと思っております。

○鈴木次長 ありがとうございます。今おっしゃられたようなテーマが、弁護士会としても重要なテーマであることは認識して、幸田先生の方も大津のいじめの条例の関係で関わっております、そういう部分も認識をしているというふうには思っております。

○大貫教授 ちょっと論点がずれる感じもするのですが、この「弁護士求む自治体」という新聞記事とも関わるのですが、先ほどテーマごとに工程表を作って、ここはここまでやったというのを確認した方がいいと申し上げたのは、我々の進行管理のこともあるのですが、もう一つは、発信の必要性があると思ったんです。こういうことをやっているというのを世間一般に、あるいは法科大学院生や修習生にどんどん発信していかなければいけない。

というのは、この記事を見ても、「就職難でも活躍の場」ということで、結局弁護士が職漁りをしているのではないかというようなイメージで捉えられていて、今田島座長からもおっしゃったように、端的に言う対応ができていないということだと思うんですよ。そういうことに我々は対応しているのだというメッセージを社会に発信していかないと、結局仕事が無くなったから自治体に行こうとか福祉に行こうとかというイメージでとられると非常に良くないと思うんですね。

法科大学院生も、これは我々の責任ですけれども、そういうふうになっているところがあって、いわゆる法廷法曹的な活動がなくなってきているので、そちらに行こうというネガティブな感覚があるんですね。だからそれをちょっと払拭しないとよろしくないと思っています。もう少し広く情報を発信していくというのも、この分科会で何らかの形で考えていただかないと、我々仕事がないところに仕事を作り出そうとしている集団かと思われるのは、非常によろしくないなと思っていますので、何かいいアイデアがあれば頂戴したいなと思っています。すみません、アイデアがなくて。

○北川教授 そのとおりで、領域拡大ばかり先に先行して、こういうのがタイトルに載ると、甚だ面白くないということだと思うんですね。私が三重県の知事在職中も、トータルで110億円ぐらい訴えられていたことがある。本当に自己決定、自己責任の世界だと。5億、10億というのは、幸田先生、ざらですよ。それは、地方自治体はそういう宿命を負っているというのが一つございます。

もう一つは、担当もこれから分権が進んでいきますと、訴えられる、いわゆる行政訴訟の

対象に非常になるということになると、結果、市民に対して的確な行政判断をしなくなるといことですよね。そこが徹底されていないと、何か就職難でそっちへ行くということでは、私は決してないと思うわけです。

ニーズとしては、生活者の立場からも、あるいは行政サービスを提供する自治体の方も、ニーズはあるわけで、その在り方が今までの情報非公開とか、集権体制の中で育ってきた体質にどうやって我々が教えるというか、説明をして理解を求めながら進めていくかという、こういうことだと思うんですね。

私はそういうことで、今の大貫先生の考え方でこういう出口の広がりが非常に少なくなってくるというのを心配いたします。

まず、谷垣先生に聞きたいのは、さっきの仙台とか福岡で説明した45人が来たとかございましたね。それと、トップとの、いわゆる首長との話し合いで、これはもうピンポイントで攻めていった方が早いのではないかといいことで、何か隔靴搔痒の感で遠慮しながら説明していると、いかなものかなという点が、どうですかということを知りたいわけです。私もいろんなところへ行っていると、本当にあんたも逮捕されるぜという、そういうことではないのかとかという話ができるじゃないですか、極端な話をすれば。そして、本当に職員の立場をきちんと守りながら、最大の行政サービスをどのように提供するかという、食い付きは割かしいんですね。それで、私、4人ぐらいがやろうかというふうになった、松阪の山中君もそうだと思うんですけども、真剣に考えている首長ですよ。いい加減なその場しのぎではなしに、何とか住民自治を確立しようという、そういうことだから、これピンポイントで、この際、谷垣さん、行きませんか。今までのように大人しくお願いしているのではなく、もっと突っ込んで。

○**谷垣弁護士** 確かにそのとおりでございまして、ただ、ピンポイントがどこにあるのかというのが、正直私どもにはなかなか分かりづらいところがございまして、どこに行けばいいのかというのを教えていただければ、大変有り難いと思っていますところですよ。

○**泉市長** そこは、私も他の首長、市長と会ったら、ほとんど皆さん前向きです。市長は欲しいです、絶対。訴えられるのは自分ですから。自分の財産が無くなりますからね。シビアです。現に市長としては、これからの施策を前に進めたいとか、いろいろな思いがあるのがほとんどですから、市長は採りたいと思います。職員は恐らく、採ってみて初めて、ああ、いいんだと気付くので、採る前から職員がウエルカムということはなかなか難しいのではないかと思います。だから、やはり首長を口説くのがポイントだと思います。

○**北川教授** もう一つは、やっぱり職員が法に強くなるという、これはベリーウエルカムだと思うんですよ、職員にとっても。そういうことで、実は、最初は食わず嫌いで、任期付きなんて大嫌いですからね、全てについて、自分たちだけが学校を出て就職して、自分たちの世界で定年退職するということに対して、泉さんなんて市長に来たら大反対ですから、職員は。私なんかになったら大反対ですから。やがて変化してくるんですけども、そもそも終身雇用の組織体というのはそういうことじゃないですかということをお我々が認識した上で、今雇用形態が変わってきて、正にこういう任期付きのことが、弁護士会にとってもそういう要望が出始めたということはチャンスではないかと。そしていわゆる自己決定、自己責任の地方政府を作っていくということについて真面目に話をすると、首長もいいし、職員、人事担当も、そうだよと納得したら、これ話が進むような気がするんで、何か凄く遠慮しているような

気がするのですが。

○**泉市長** これ、市長会と組むのがやっぱり必要だと思います。今日総務省もお越しですけども、そういう意味で言うと、全国知事会とか、全国市長会とか全国町村会があって、そこはあまりにもしっかりしすぎて堅い組織であって、それともっと重要なのが、例えば特例市長会とか。いろんな市長会がありますから、そういった市長会あたりと相談したり、東北の市長会があるはずですから、そういった辺りと摺り合わせをして、やっぱりトップを口説くと言いますか、トップは人事権がありますから、そこは一気に進む可能性が高い。特に被災地については、費用負担が要らないんだから尚更だと思いますが、オブザーバーの総務省、どんな感じですかね、自治体組織について。

○**総務省** その辺りはまた6団体と御相談いただいて、ノウハウをお持ちであれば、回答いただければと思います。

○**北川教授** 総務省はそういう答えで僕はいいと思うんですけど、地方の団体というのは、極端にバランスなんか取っているわけですよ。だから、それはやっぱり彼らはそういう立場ですよ。6団体としてはみんなを代表しているわけだから。だから、さっき言ったように、前にちょっと申し上げた指定都市・中核市・特例市主催のシンポジウムにおいて二人で議論しまくったら、日弁連が来てくれて、いやぁ日弁連も変わったねという、この感覚、今まで何か敵対するようなイメージで捉えられていたと思うのが、弁護士会も凄く積極的で変わってきたねというので、親近感と言いますか、持つわけです。

そこで、本当にどうだという話をして、刑事訴追の対象になっている、このことをみんな真剣に考えないと、真面目な地方行政をできないじゃないかというような話をすると、本当に納得されるという、そういうのを僕は泉さんとともに度々経験していますので、何かもう一步踏み込んでいただくようなことがあると。

○**泉市長** キャラバンという形で被災地一緒に回れるかと思うんですけど。

○**大貫教授** ちょっとお聞きしたいんですけども、市長会とか知事会に働きかけるという、非常に正面からのやり方と、あと恐らく幸田先生とかは個別的に。

○**北川教授** 僕が行ったのも個別的なんです、どっちかという。両方あるんです。

○**大貫教授** おそらく正面突破からではなかなか進まない感じもあるので、個人的な関係を利用して首長さんに会ってというのをやっていくというのが、もしそれであれば、私も知っている方が何人かいるので。そのときに先生方にも付いてきていただいて。

○**北川教授** 例えばそういうふうな話をしていた。

○**鈴木次長** 被災地の方も、先ほど、藍原さんからありましたけれども、ひまわりとかスタッフで沿岸部に元々いた弁護士は、自治体の首長さんとお知り合いだったりするものですから、ニーズ調査の際は、そういった首長さんにもお話をするというようなこともさせていただいておまして、おっしゃるとおりで、首長さんから話がいくと、話は通りやすくなっておりますので、その辺りは十分大事なところだと思っております。地道なニーズ調査、ニーズ調査というか自治体の職員に対するアプローチも必要なんだろうとは思いますが、それと同時に並行というよりも、それもやりながらそちらもやるというような形で、ちょっと多方面から、それからもちろん今有り難いお話だと思います。泉市長、北川先生も、行ってもいいよというような話だというふうにお聞きしましたので。

○**北川教授** これでまた初めて議論になってきたわけですよ。具体的に個別的に。だから、先

生が言われるように総体としてやることと、個別にピンポイントでやるとか、そうやって雰囲気盛り上げて、そうだよねというので、やっぱり法の支配というのは、本当に必要な公共インフラだねという認識ができれば、私はこういう報道の書き方はあまりされなくなってくると。そこまでいかないと、ちょっと運動がやりにくいかなど。

○鈴木次長 そういう意味で言ったらあれですよ。日弁連の方でもお知り合いの首長さん等にピンポイントでアプローチをしていくというようなことは一つ組み入れて構わないわけですよ。

○谷垣弁護士 谷垣でございます。当然これまでも神奈川県庁とか、あるいは神奈川県ばかりではなくて、神奈川県内の市長会、あるいは町村長会等に出張っていきましてプレゼンをさせていただいたりということがございました。ただ、やはり全国的に展開していこうと思いと、全国市長会ですとか、知事会ですとか、そういうところでお話をさせていただくなり、機会を設けていただくということが、これまでも我々としては考えてはおったし、何かそういう機会がないかなとは思ってはあったのですが、なかなか機会が捕られなかったというのが実情でございまして、御協力いただきながら、当然首長に対するアプローチということについては、今、事業計画の中にも既に案としては入っておりますし、考えてはおります。

○田島座長 ちょっと質問よろしいですか。谷垣先生とか幸田先生とかが、今活動している立場としては、日弁連ですか。

○谷垣弁護士 私自身は、日弁連の若手法曹センターという中に位置付けられている公務員任用支援PTというところの座長でございます。センターの副本部長でございますが、公務員任用支援PTという名称自体にはあまり納得しておりませんで、1年半ほど前に、昨年7月に発足している、前から同じようなPTがあったんですけども、一昨年から、公務員任用も行政連携という中の一つの選択肢として任期付きとして法曹有資格者が自治体の中に入って行くということであって、外からの支援も当然必要になってくるし、通常の委員会としての活動もある。そういうところでここ1、2年は行政連携のところも含めて動いているということでございます。

私の立場自体は日弁連のそういうセンターの中のPTとして活動をしておりまして、私だけではなくて、たくさんPTのメンバーがおりますので、その他に弁護士業務改革委員会の行政部会というところもございまして、いろんなものが日弁連でその方向性で活動しております。

○幸田弁護士 私自身は4、5年前から任期付弁護士というのが地方行政で大変重要だということで、これはボランティア的にそういう取組をしていて、先ほど御紹介ありましたように、日弁連法務研究財団の地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究というチームと一緒にやっているものですから、そういう立場で話をしていると、先ほどお話がありましたように、例えば去年そういう弁護士を採用するのに財源負担が必要ないというようなことを知らない自治体も結構あるんですね。そうすると、被災地の復興の担当部局とか、あるいは人事担当部局と話をしますと、そうであれば是非採りたいという、これは首長に限らず、そういう話もかなり出てまいりましたので、そういうことはやはり浸透させていくということは重要ではないかなと思っております。

あと、災害関係では私は日弁連の災害復興支援委員会の幹事もさせていただいております

ので、そういう意味で災害復興の支援をするのに、弁護士は大変役に立つという立場で活動もしているということでございます。

○**田島座長** 今の行政関係だとか、皆さんがいろいろ啓蒙で行かれるときに、肩書を考えないといけない。これ内閣官房とか法務省のところでそういう法曹資格者の領域拡大という、これはある面では法の支配の実現のためにやっているということ。相当注意をしなければいけないのは、去年から弁護士の数が増えている、弁護士になれない人が何人出てきたとか、就職できない人が増えたとか、そういうので増やさなければいけない、増やさなければいけないというのが先行したんですね、いろんな報道などでも。

そこで最初聞いたんですよ。何て馬鹿なことを言っているんだろうと、本当思ったんですよ。我々は、むしろ必要だと。なかなかやっただけじゃない。なかなか弁護士さんたちなんかに参加してもらえない。特に触法障がい者の問題なんていうのは、何でもっと法曹三者がしっかり応援してもらえないのかとずっと何年も言ってきたわけですよ。

ところが、議論を聞いているとどうも、弁護士が、裁判官とか検察官の話はほとんど出てこないんですね。出てくるのは弁護士が就職難だからどうだという、そういう感じが凄くあります。それは私もそうですから、ましてや一般の国民の皆さんや、あるいは市町村の首長さんとか、知事さんたちにしても、そういう認識を持っておられる方が結構多いと思うんです。ですから、せっかくいい活動をされるのだったら、それこそ肩書きというか、日弁連とか弁護士会というのが出てこない肩書を用意した方がいいのではないかと思います。

○**大貫教授** 分科会の専門委員会委員とか、ワーキンググループ委員になっていただいて、そこで、その資格で、私も分科会の委員として行けば説明してもらえるかもしれませんね。大学教員ではなくて、それはいろいろとやりようはあるんじゃないですか。

○**鈴木次長** 非常に大事なこと言っていたなと思っておりますが、この辺は法務省、更には推進室とも協議をさせていただいて、我々の方は自治体にどうアプローチをするかという際のことだとは思いますが、どういう立場で、どういうふうにアプローチをするのか。日弁連内でも少し検討してみたいと思っております。

○**中西参事官** おっしゃること大変よく分かりますし、各自自治体に行くのも、推進室、法務省、日弁連共同で回りたいと思っておりますが、やはり動きを作る主力は日弁連の関連委員会なので、日弁連が行ったらマイナスだと考えられては困ります。先ほど大貫先生から情報発信の話がありましたが、活動領域の拡大は新しい試みということで、大変マスコミも注目しています。今日配布された記事も、善意の気持ちもかなりある記事なので、変な誤解をされないようなアドバイスを日弁連の方で、プレスセミナーなどの方法で、考えてもらえないかと思います。

○**鈴木次長** 今の中西さんのそれも一つのそういうことだろうと思います。ただ、やはり活動領域の拡大という言葉自体がどうなのかということなのだろうと思っております。法の支配を隔々にまでという中で行政での展開というようなことで、その行政と弁護士たち、あるいは法律家がどう連携をするのかというのが、行政連携という言葉を使っている意味だろうと思いますし、そういう意味で言うと、企業に関しても、またそれはどうなのかというのはありますけれども、ちょっとそういう視点もきちんと出していく。今中西さんが言われるように、メディアの方々にもそういう立場からきちんとお伝えをしていくというようなことなのだろうと思います。

もちろん、日弁連が来たらマイナスイメージでとられるというのでは困るというのは、そのとおりでございます。これまでやはり就職難、就職難というのが喧伝されてきたところもでございます。日弁連がそういうことを言ってきた部分がないわけではございませんので、その部分は日弁連の一つの在り方だとは思っておりますけれども、今後の進め方については、活動領域の拡大ということよりも、むしろ行政との連携、あるいは福祉との連携というような形で展開できればなということを思っています。これは個人的なところでございますが、こういったことで今後もう少し議論をしながら分科会で御議論いただければと思っております。

その意味で、泉市長から年度内にフォーラムと言いますか、シンポジウムといったものを開催して、何らかきちんと外に知らせていくようにということがございました。これは、谷垣さんが各地でやっていく、今後愛知でも自治体関係でやるということが出ていましたけれども、そういうものにもつながってくるものだと思いますし、個別ピンポイントで首長さんたちにアプローチする際にも、そういうものを打ち出しているということで認識をしていただくことが必要なのではないかなと思っております。

その辺も事務方でも更に協議をし、また委員の先生方にお話をさせていただいて、次回の分科会までに方向性をまた示していきたいと思っております。時間も過ぎてきております。最後、かなり議論が活発にできたかなと思っております。また、宿題を多数頂いた感じがしております。

今後ですけれども、本日、御説明した各施策につきまして、今後も実現に向けた作業を進めてまいります。また、今回頂いた諸々の御意見を検討させていただいて、準備をしたいと思っております。

次回分科会においても、各試行の方策の進捗状況の御説明を各担当者をお願いをすることになりますので、その点御準備を頂ければと思っております。特に福祉の領域、次回一つの大きな柱に据えたいと思っておりますので。

○**泉市長** オブザーバーに福祉関係者の参加をお願いします。

○**鈴木次長** その点も事務方の方でちょっと調整をさせてください。厚労省等ともお話をさせていただきたいと思っております。以上で、御意見よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。第2回分科会を終了いたします。第3回分科会の開催日時は、来年の2月6日、午後4時から6時となっております。会場等の詳細は、追ってお知らせをさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

—了—